

# 氷川町立竜北西部小学校いじめ防止基本方針

## 1 本校におけるいじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめの問題は、人権に関わる重要な問題であり、心豊かで安全・安心な学校、社会をいかにしてつくるかという、学校はもとより社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、教職員や保護者、地域住民等の大人のみならず子どもたちも含め、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

学校においては、いじめは、どの学級でも、どの子どもにも起こりうるという認識をもち、いじめの早期発見やいじめが発生した場合の迅速かつ適切な対応が重要であるということと言うまでもないが、根本的ないじめ問題の克服のためには、未然防止の取組を充実させていくことが大切であり、いじめを生まない土壌をつくり上げることが必要である。

このため、本校におけるいじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という）に基づくいじめ防止等の対策は、いじめの早期発見や対応等の取組にとどまらず、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、すべての子どもに豊かな情操、道徳心や社会性等の豊かな心を育み、「いじめをしない」「いじめをさせない」集団づくりを目指し進めていく。

また、これらの対策を進めるに当たっては、本校がコミュニティ・スクールとして地域と共にある学校づくりを推進していることを踏まえ、学校運営協議会を中心として家庭や地域、関係機関との密接な連携を図るとともに、学校の全職員がチームとして組織的、計画的に進めていくこととする。

## 2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校基本方針に基づいて行ういじめの防止等に関する措置を効果的・実働的なものとするため、本校にいじめ防止対策推進委員会及びいじめ防止対応委員会を設置する。

### (1) いじめ防止対策推進委員会

#### ア 構成員

校長、教頭、教務主任、情報集約担当者、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、学校運営協議会委員等とする。

#### イ 役割

- ①学校基本方針についての協議・検討
- ②学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認及び検証
- ③いじめ事案への対応の検証

### (2) いじめ防止対応委員会（偶数月開催を基本・臨時）

#### ア 構成員

校長、教頭、教務主任、情報集約担当者、生徒指導主任、養護教諭、関係担任等

#### イ 役割

- ①学校基本方針及び年間計画の作成及び見直し
- ②教職員の共通理解と意識啓発
- ③学校基本方針に基づく取組についての評価アンケートの実施及び分析
- ④いじめ防止等に関する校内研修の実施
- ⑤児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発及び意見聴取
- ⑥教育相談の実施及びその集約
- ⑦いじめやいじめが疑われる行為についての情報の集約
- ⑧いじめ事案への対応についての検討及び対応の実施

(3) 学校いじめ調査委員会（法第 28 条に係る「重大事態」発生時に設置）

ア 構成員

- ① 学校の設置者が調査主体となる場合：町教育委員会設置機関
- ② 学校が調査主体となる場合

「いじめ防止対策推進委員会」の構成員＋専門家

イ 役割

- ① 事実関係把握のための基本調査の実施
- ② 被害・加害児童からの聞きとり
- ③ 在籍児童、教職員等からのヒアリング・アンケート等の調査
- ④ 保護者、児童等の関係者に対する調査結果説明

(4) 情報集約担当

「学校いじめ対策組織」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という。）を「学校いじめ対策組織」内に最低 1 名を置かなければならない。

（熊本県いじめ防止基本方針（令和 2 年 1 1 月 2 4 日改訂）より）

○「学校いじめ対策組織」における情報の窓口

⇒「情報集約担当者」への報告＝「いじめ防止対応委員会」への報告

○「学校いじめ調査委員会」に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

### 3 いじめ防止等のための取組

(1) 未然防止のための取組

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校・学級生活を送ることができ、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校・学級づくりを進めていくことから始まる。

「居場所づくり」や「絆づくり」及び「自己有用感」をキーワードに学校・学級づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合う人間関係や学校・学級風土を児童自らがづくりだしていくことが、未然防止の第一歩である。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめの助長につながったりするということを認識し、指導の在り方に細心の注意を払うようにする。

ア 校長や教職員は、全校集会や学級活動などで、日常的・継続的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」との認識を学校全体に醸成していく。

イ 分かる授業づくり、すべての児童が参加・活躍できる授業づくりの授業改善を、校内研修を中心に日常的に進める。

ウ 授業を担当するすべての職員が公開授業を行い、教科の観点からのみならず生徒指導の観点から互いの授業を参観し合う機会を位置付ける。

※ チャイム着席の習慣化、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導、助け合い・教え合い・認め合う授業づくり、教師の授業に臨む姿勢や言葉遣いなど

エ 社会体験や地域住民等との交流、異学年や異校種の児童生徒との交流などを年間計画に位置付け、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め「他人の役に立っている」「他人から認められている」といった自己有用感を獲得しながら、良好な人間関係づくりや集団づくりを進

め社会性を育む。

オ 道徳の時間や学級活動でいじめ問題に関する指導を年間計画に位置付け、人間関係のトラブルが起きやすい時期にすべての学級で実施する。

カ 県下一斉の「心の絆を深める月間（6月）」では、その趣旨を踏まえ、本校の実態に合ったいじめ防止の取組を運営委員会とともに計画し、実施する。

キ 児童自身がいじめ問題について学び、そうした問題を児童自身が主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような下記の取組を推進する。

- ① 運営委員会及び学級会での「竜北西部小学校なかよし憲法」設定及び共通理解
- ② 運営委員会及び学級活動や道徳教育などの教育活動における、いじめ根絶に向けての「話し合い活動」の実施
- ③ 運営委員会による「いじめ撲滅宣言」の呼びかけ
- ④ 運営委員会による熊本県人権子ども集会及び人権子ども集会・フェスティバル in やつしろへの参加と全児童への報告
- ⑤ 運営委員会による昼休み時間の「縦割り班活動」の実施

## (2) 早期発見のための取組

いじめの早期発見はいじめへの迅速な対処の前提である。いじめは気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したり特定の教職員で抱え込んだりすることなく、速やかに組織的に対応し積極的にいじめの認知に努める。

早期発見の基本は、

- ① 児童のささいな変化に気づくこと
- ② 気付いた情報を確実に共有すること
- ③ (情報に基づき) 速やかに対応すること

である。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければならない。

ア 情報の収集と共有

全職員がアンテナを高くし、「気になる変化」が見られた、「遊びやふざけ」などのように見えるものでも気になる行為があった等の場合、その状況を記録し、職員がいつでも共有できるようにする。

イ 定期的なアンケート調査の実施

各学期に1回、熊本県「心のアンケート」及び「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」を活用し調査を行う。

ウ 教育相談の実施

アンケート調査実施後、適切な時期に教育相談を実施する。特定の児童のみならず、可能な限りすべての児童を対象にして行うこととする。

エ 電話相談窓口の周知

オ いじめ相談箱の設置

カ 特別の教科道徳や学級活動における学習活動の工夫

具体的事例を基に主体的に考える学習を実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童に考えさせる機会を持つようにする。

## (3) いじめへの対処

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応し、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、当該児童が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、いじめの早期解決を目指す。

なお、いじめの解決は、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

そのため、児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続け、定期的にいじめ防止対応委員会で報告を行うこととする。

#### ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ④ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対応委員会に報告する。
- ⑤ その後は、いじめ防止対応委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。

#### イ いじめであると判断された場合の対応

いじめであると判断されたら、被害児童のケアや加害児童への指導など、問題が解消するまで、いじめ防止対応委員会が責任をもって行う。

#### **いじめられた児童及びその保護者への支援**

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。
  - ※ その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
  - また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ② 家庭訪問をし、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
  - ※ いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ③ 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。
  - あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ 必要があると認めるときは、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするため、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりするなどの措置を講じる。
- ⑤ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行い、その後の状況をいじめ防止対応委員会で報告を行う。

## いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ① いじめ防止対応委員会が中心となり複数の教職員の連携により、いじめた児童に対して、いじめをやめさせ、その再発を防止する指導を行う。必要があれば外部の専門家等にも協力を求める。
  - ※ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ② 事実関係を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得たうえで、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ 指導後も継続して十分な注意を払い、いじめを行った児童の状況を観察・把握し、その状況をいじめ防止対応委員会で報告する。

※ 指導に当たっては、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

※ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

※ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

※ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

## いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。年間計画に位置づけられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時の学級会や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。

- ・ たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

### ウ いじめが「重大な事態」と判断された場合の対応

- ① 加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合  
→ 学校の設置者と連絡を取り、所轄警察署と相談して対処する。

- ② 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合  
→ 直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ※ いじめが「重大な事態」と判断された場合には、学校の設置者からの指示に従って必要な対応を行うことを基本とする。
  - ※ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

【参考】重大事態への対応について(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【参考】重大事態について(「熊本県いじめ防止基本方針」より)

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(4) ネット上のいじめへの対応

- ① 学校単独で対応することが困難と判断した場合には、学校の設置者と相談しながら対応を検討する。
- ② 必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求めたり、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりする

など、外部の専門機関に援助を求めていく。

※ 未然防止の取組の一つとして、道徳の時間を中心に情報モラルに関する指導を充実させていく。

#### (5) 家庭や地域との連携

地域全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、家庭、地域との連携が必要である。学校運営協議会やPTA、地域の関係団体の会議等において、いじめの問題について協議する機会を設け、学校がいじめ防止に関する取組状況や「心のアンケート」等の調査結果を情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する。

#### (6) 関係機関との連携

いじめの問題への対応が困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておく。また、学校で重大事態が発生し、学校および町教育委員会だけでは解決が困難な場合には、県に対して緊急支援チームの派遣を要請する。

そのうえで、学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は、地方法務局等、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知することなどに取り組む。

### 4 年間計画の作成

学校基本方針に基づくいじめ防止の取組の年間計画については、いじめ防止対応委員会で原案を作成し、いじめ対策対策推進委員会及び職員会議での協議を経て決定する。

年間計画に盛り込む項目は次のとおりとする。

ア いじめ防止対策推進委員会及びいじめ防止対応委員会の開催時期

イ 未然防止の取組内容及び実施時期

ウ いじめに関するアンケートの実施時期

エ 教育相談の実施時期

オ 校内研修等の内容及び実施時期

カ 取組についての検証等の時期

・取組評価アンケートの実施と集計の時期、取組の検証のための会議の開催時期

### 5 基本方針に基づく取組の検証及び基本方針の見直しの検討

各学期の終わりには、取組評価アンケートを実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。